

北海道立緑ヶ丘病院院内感染対策指針

この指針は、北海道立緑ヶ丘病院（以下「当院」という）における院内感染対策及び院内感染発生時の対応等において、院内感染対策に関する事項を定め、院内感染対策の必要性及び重要性を全部署及び全職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的に取り組むことを目的とする。

1 定義

(1) 院内感染

院内環境下で感染・発症した全ての感染症を院内感染といい、病院内という環境がなければ発生し得ない感染症をさす。

(2) 院内感染の対象者

院内感染の対象者は、入院患者、外来患者の別を問わず、見舞い人、訪問者、医師、看護師、医療従事者その他の職員、さらには院外関連企業の職員や実習生を含む。

(3) 発生要因と集団感染

院内感染は、その発生機序から、内因性感染と外因性感染に分けられ、内因性感染は、感染者自身の要因により起こる感染で、外因性感染とは医療従事者、医療処置、医療器具や病院環境による感染をいう。

このうち、外因性感染は、集団感染につながり得る重要な発生要因である。

2 院内感染に関する基本的考え方

院内感染対策で最も重要なことは、院内感染を未然に防止することであり、患者、職員、来院者等への感染機会を可能な限り最小化することが第一義とする。院内感染予防に当たっては標準予防策（スタンダードプリコーション）の観点に基づいた医療行為を実践する。院内感染が発生した場合、その原因を速やかに特定し、これを制圧、終息に努める。

3 院内感染対策に関する組織・体制

当院においては、院内感染管理部門を設け感染管理者を配置し院内感染対策を推進するために本指針に基づき当院に以下の組織等を設置する。

(1) 院内感染対策委員会

院長を委員長とし、関係各部門責任者等で組織する院内感染対策委員会を設け、次に掲げる業務を所管する。

- ・院内感染防止対策に関すること。
- ・院内感染の予防に関する院内教育と啓蒙に関すること。
- ・院内感染に関する情報の収集に関すること
- ・その他院内感染の予防及び発生に係る対策に関すること。

(2) 院内感染対策チーム（ICT）

院内感染対策チーム（ICT）は、感染制御部門として病院長が指名する医師、看護師、臨床検査技師、薬剤師等で構成され院内感染発生防止のための調

査及び対策の確立に関し、迅速且つ機動的に活動を行う小集団（実働集団）である。

・院内感染情報の収集・伝達及びサーベイランスを行う。

①感染症発生の確認、感染源や感染経路の把握

②院内感染防止のための指導

・院内感染対策に関する職員教育、啓蒙を行う。

・院内感染対策マニュアルを整備する。

・院内感染対策委員会にICTの活動状況を報告する。

・週1回環境ラウンドを実施する。

(3) リンクナース

リンクナースは感染対策チームの構成員であり、看護部門での感染情報を感染対策チームへ定期的に報告する。

4 院内感染発生時の対応

院内感染のうち、通常の入院者の感染発生については担当医師による治療となるが、重要病原体の検出・高度耐性菌による感染、感染性が強く院内感染が危惧される感染症については、担当医師、発生病棟、臨床検査科等から直ちに感染対策チームに報告され、感染対策チームは、速やかに原因究明、状況分析等を行い対策を立案し、病院長に報告する。緊急を要する感染事例については、病院長指示の下、感染対策チームが対策の周知及び実践を行う。

5 職員研修の実施

(1) 院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策を職員に周知徹底を図ることで、職員の院内感染に対する意識を高め、業務遂行上の技能やチームの一員としての意識向上等を図る事を目的に実施する。

(2) 職員研修は、全職員を対象に年2回以上実施する。

(3) 職員は、年2回以上（外部研修を含む）を受講しなければならない。

(4) 研修の実施内容（開催日時、出席者、研修項目等）または、外部研修の参加実績等を記録・保存する。

6 院内感染対策指針の閲覧

(1) 本指針は、本院ホームページにおいて、患者または家族が閲覧できるようにする。

(2) 疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明して、理解を得た上で、協力を求める。

平成19年 7月 1日施行

平成20年 4月 1日施行

平成21年 4月 1日施行

平成24年10月 1日施行

平成25年11月14日施行